

多摩地域福祉有償運送運営協議会

運営協議会

(平成26年度 第1回)

会 議 録

会 議 名	平成26年度多摩地域福祉有償運送運営協議会 第1回運営協議会	
日 時	平成26年8月21日(木) 午後1時35分～3時15分	
場 所	東京自治会館 大会議室	
出席者	委 員	下條・紺野・藤井・島津・水田・秋山(正)(石井委員代理)・見須(横田委員代理)・小菅(関根委員代理)・山口・内野・吉沢・村野・荒井
	説 明 者	社会福祉法人 府中市社会福祉協議会 特定非営利活動法人 ちょうふ自立応援団 特定非営利活動法人 調布ハンディキャブ 特定非営利活動法人 自立生活センター・小平 特定非営利活動法人 移動サービス・バイユアセルフ 特定非営利活動法人 障害者の自立を支える会こすもす 特定非営利活動法人 ぶなの樹会 特定非営利活動法人 清瀬福祉移送センターせせらぎの会 社会福祉法人 清悠会 ケアセンター悠々の会 特定非営利活動法人 地域ケアネットワークゆいまある 特定非営利活動法人 国分寺ハンディキャブ運営委員会 特定非営利活動法人 くにたちさくら会 特定非営利活動法人 自立生活センター・東大和 特定非営利活動法人 ヒューマンライフ・エンジョイ友の会 社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会 特定非営利活動法人 八王子バリアフリーの会 特定非営利活動法人 ケアプレイスはなでんしゃ 特定非営利活動法人 くるみ 社会福祉法人 みずき福祉会 特定非営利活動法人 ハンディキャブゆづり葉 社会福祉法人 永明会 社会福祉法人 正夢の会
	事 務 局	東村山市・国分寺市
欠席委員	関森・秋山(哲)・笹井	
議 題	1 開会 2 委員紹介及び挨拶 3 副会長の指名について 4 議題 (1) 第1回及び第2回特別幹事会での審議に関する報告について (2) 運営協議会に協議申請された事項の審査について 5 報告、その他	

	<p>(1) 福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いについて</p> <p>(2) その他</p>
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	
傍聴人の数	9名
配付資料	<p>事前配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度第1回運営協議会審査団体一覧 ・福祉有償運送 更新登録申請団体要件確認表(17団体)及び自家用自動車有償運送対価変更協議依頼書(9団体) ・多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱 <p>机上配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1 多摩地域福祉有償運送運営協議会委員・ブロック幹事会委員名簿 ・資料2 多摩地域福祉有償運送運営協議会特別幹事会委員名簿 ・資料3 多摩地域福祉有償運送運営協議会79条登録団体等一覧表 ・資料4 特別幹事会審査事項の報告について ・資料5 「福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱い」報告について ・資料6 登録団体の車両数、運転者数、利用者数一覧表

平成26年8月21日

【協議会事務局】 開会
委員自己紹介
会議の成立報告
副会長の指名

(傍聴者入場)

【会長】 改めまして、よろしくお願ひいたします。

早速ですが、資料の確認、会議運営上の確認事項につきまして、事務局よりお願ひいたします。

【協議会事務局】 それでは、事務局より配付資料についてご説明いたします。

委員の皆様へ先にお配りしました資料は、審査団体一覧表、各団体の要件確認表及び多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱でございます。

次に、本日お配りした資料のご案内をさせていただきます。本日お配りしましたのが、第1回運営協議会の次第、資料1といたしまして、多摩地域福祉有償運送運営協議会委員・ブロック幹事会委員名簿、資料2として、特別幹事会委員名簿、資料3として、79条登録団体一覧表、資料4として、特別幹事会審査事項の報告について、資料5として、「福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱い」報告について、資料6として、登録団体の車両数、運転者数、利用者数一覧表。また、このほかに、資料番号はついておりませんが、カラーの印刷で「事務・権限の移譲に係る作業全体スケジュール(案)」という1枚の資料をお配りしております。本日の配付資料は以上でございます。不足等ございましたら事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

続きまして、会議運営上の確認をさせていただきます。会議を開催する当たり、会議運営上の確認事項についてご報告いたします。設置要綱第11条の規定により、運営協議会は原則公開となっており、公開用の会議録を作成いたしますので発言を録音いたします。発言される方は氏名を述べてからお話しくくださいますようお願いいたします。ご発言のときのマイク操作でございますが、お手元の緑色のボタンを押していただきますとマイクの

ところが赤く光ります。そうしますとスイッチが入ります。発言後は、お手数ではございますけれども、もう一度ボタンを押していただきましてマイクをお切りいただきますようお願いいたします。

なお、公開用の会議録は、発言者の名前を会長、副会長、委員、事務局という表示に変更いたします。個人の氏名は表示いたしません。

傍聴の方にご連絡いたします。傍聴される際には録音、撮影はご遠慮いただいております。また、公開することにより協議の妨げになると会長が判断した場合は非公開とすることができる規定となっております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、次第の4番の（1）第1回及び第2回特別幹事会の審議に関する報告について、特別幹事会事務局からお願いいたします。

【委員】 特別幹事会の会長をしております国分寺市でございます。よろしくお願いいたします。

第1回運営協議会に先立ちまして、去る7月1日に第1回、また本日8月21日に第2回の特別幹事会を開催いたしておりますことをご報告申し上げます。

7月1日に開催いたしました第1回特別幹事会では、更新登録申請13団体、対価の変更協議申請5団体、更新登録及び対価の変更協議申請4団体の計22団体について審査する予定でしたが、2団体が申請取り下げをいたしましたため20団体の審査をいたしました。

結果の詳細につきましては後ほど特別幹事会事務局よりご説明をいたしますが、更新登録申請は11団体が了承、1団体が条件付きで了承、1団体が取り下げのため再審査となりました。対価の変更協議申請は4団体が了承、1団体が取り下げのため再審査となりました。また、更新登録及び対価の変更協議申請は3団体が了承、1団体が審査未了で再審査となっております。

また、先ほど行いました第2回特別幹事会では、第1回で審議未了となった更新登録及び対価の変更協議申請1団体、また取り下げとなっております更新登録1団体と対価の変更協議申請1団体を審査いたしまして、全て了承となりました。

個々の結果につきましては、特別幹事会事務局より報告をさせていただきます。

【特別幹事会事務局】 特別幹事会事務局の国分寺市から報告をいたします。お手元に

ございます資料4、特別幹事会審査事項の報告に沿いましてご説明をいたします。

それでは、第1回特別幹事会について報告をいたします。

まず、府中市所管の社会福祉法人府中市社会福祉協議会でございます。運送主体、使用車両、運転者、運行管理責任者、会員数、損害保険が変更となっております。運送主体は変更届出中、使用車両は届出済みです。

N o . 2、続いて、調布市所管の特定非営利活動法人ちょうふ自立応援団でございます。こちらの団体につきましては、運送の対価及び運送の対価以外の対価について、消費税率引き上げに伴う変更でございます。また、更新登録申請について使用車両、運転者、運送対象、会員数、損害保険が変更となっております。運送対象は変更届出中、使用車両は届出済みです。

N o . 3、調布市所管の特定非営利活動法人調布ハンディキャブでございます。使用車両、運転者、運行管理責任者、会員数、損害保険が変更となっております。使用車両は届出済みです。

N o . 4、小平市所管の特定非営利活動法人自立生活センター・小平でございます。運送主体、運転者、会員数が変更となっております。運送主体については届出済みです。

N o . 5、小平市所管の特定非営利活動法人移動サービス・バイユアセルフでございます。審査の結果、利用対価表について見直しの必要があるため審議未了となり、第2回特別幹事会で再審査となりましたので、後ほどご説明いたします。

N o . 6、東村山市所管の特定非営利活動法人障害者の自立を支える会こすもすでございます。こちらの団体につきましては、運送の対価の変更がございます。また、更新登録申請について運送主体、使用車両、運転者、運行管理責任者、運送対象、会員数、損害保険が変更となっております。運送主体、使用車両、運送対象については届出中です。

N o . 7、清瀬市所管の特定非営利活動法人ぶなの樹会でございます。こちらの団体につきましては、運送の対価及び運送の対価以外の対価について、消費税率引き上げに伴う変更でございます。

N o . 8、清瀬市所管の特定非営利活動法人清瀬福祉移送センターせせらぎの会でございます。運送主体、使用車両、会員数、損害保険が変更となっております。運送主体、使用車両については届出済みです。

N o . 9、清瀬市所管の特定非営利活動法人清悠会ケアセンター悠々の会でございます。運送主体、使用権原、運転者、会員数が変更となっております。運送主体については届出中

です。

№. 10、東久留米市所管の特定非営利活動法人地域ケアネットワークゆいまあるでございます。こちらの団体につきましては、運送の対価及び運送の対価以外の対価について、消費税率引き上げに伴う変更でございます。

№. 11、国分寺市所管の特定非営利活動法人国分寺ハンディキャブ運営委員会でございます。こちらの団体につきましては、運送の対価について、消費税率引き上げに伴う変更でございます。

№. 12、国立市所管の特定非営利活動法人くにたちさくら会でございます。運送対象、会員数、損害保険が変更となっております。運送対象については変更届出中です。

№. 13、東大和市所管の特定非営利活動法人自立生活センター・東大和でございます。こちらの団体につきましては、運送の対価が変更となっております。

№. 14、武蔵村山市所管の特定非営利活動法人ヒューマンライフ・エンジョイ友の会でございます。使用権原、運転者、会員数が変更となっております。

№. 15、あきる野市所管の社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会でございます。運転者、運行管理責任者、会員数が変更となっております。

№. 16、八王子市所管の特定非営利活動法人八王子バリアフリーの会でございます。使用車両、運転者、運送対象、会員、損害保険が変更となっております。運送対象については届出中です。

№. 17、八王子市所管の特定非営利活動法人ケアプレイスはなでんしゃでございます。こちらの団体につきましては、運送の対価及び運送の対価以外の対価について、消費税率引き上げに伴う変更でございます。また、更新登録申請について運転者、運送対象、会員数が変更となっております。運送対象については届出中です。

№. 18、八王子市所管の特定非営利活動法人くるみでございます。使用車両、運転者、運送対象、会員数、損害保険が変更となっております。使用車両及び運送対象については届出中です。

№. 19、八王子市所管の社会福祉法人みずき福祉会でございます。使用車両、会員数、損害保険が変更となっております。使用車両については届出済みです。審査の結果、運転者の要件について確認し整理することで条件付きの了承となっております。

№. 20、多摩市所管の特定非営利活動法人ハンディキャブゆづり葉でございます。こちらの団体につきましては、団体の出席ができなかったため申請を取り下げ、第2回特別

幹事会で改めて審議を行うこととなりましたので、後ほどご説明をいたします。

№. 21、稲城市所管の社会福祉法人永明会でございます。運送対象が変更、届出中となっております。

№. 22、稲城市所管の社会福祉法人正夢の会でございます。こちらの団体につきましては、所管市が稲城市のほか多摩市がございますことから申請を取り下げ、第2回特別幹事会で改めて所管市よりそれぞれ申請をし審査を行うこととなりましたので、後ほどご説明いたします。

続きまして、第2回特別幹事会についてご報告をいたします。

№. 1、小平市所管の特定非営利活動法人移動サービス・バイユアセルフでございます。こちらの団体につきましては、運送の対価の変更及び更新登録申請でございます。第1回特別幹事会で、利用対価表の見直しが必要ということで審議未了となりましたため、改めて審査を行いました。

№. 2、多摩市所管の特定非営利活動法人ハンディキャブゆづり葉でございます。こちらの団体につきましては、運送の対価及び運送の対価以外の対価について、消費税率引き上げに伴う変更でございます。第1回特別幹事会において申請を取り下げましたので、改めて審査を行いました。

№. 3、最後になりますけれども、稲城市及び多摩市所管の社会福祉法人正夢の会でございます。こちらの団体につきましては、運送の区域が複数市にまたがっておりますので、それぞれの市より協議申請を行いました。事務所名称、使用車両、運転者、運行管理責任者、会員数、形態が変更となっております。事務所の名称及び形態は届出済みとなっております。

特別幹事会での審査結果に関する報告につきましては以上でございます。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、次第の4番の(2)協議申請された事項の審査に入りたいと思います。既にご案内のとおり、本日は更新登録17団体及び対価変更9団体の審査を行います。そこで、事務局より3つのグループに分け、グループごとの一括協議の方法が提案されております。特別幹事会での指摘事項等はしっかり審査いただきますが、会議の効率化のためにグループごとの一括協議の方法で進めるということはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、まず協議予定団体一覧の①のグループ、N o. 1 から9までの審査を行います。協議団体の府中市社会福祉協議会から清悠会ケアセンター悠々の会までの方は団体説明員席にご移動ください。

それでは、所管の府中市から順に補足説明がありましたらお願いいたします。

【府中市】 それでは補足説明をさせていただきます。府中市でございます。よろしくお願いいたします。

前回からの変更点につきましては、先ほど事務局から説明をいただきましたとおりでございます。6月25日に府中市社会福祉協議会事務所におきまして、運行記録簿等の書類を確認し、あわせて使用車両につきましても確認をさせていただいております。結果、適正に管理運営されている状況を確認いたしましたので、報告をさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

【調布市】 調布市でございます。N o. 2、特定非営利活動法人ちょうふ自立応援団につきまして、運送の対価の変更申請につきましては、事務局説明のとおり、消費税率の引き上げに係る分についての変更です。

また、前回更新時からの変更点は、事務局からの説明のとおりです。

なお、要件確認表N o. 8、運送の対象、態様の種類の変更について、変更届出中と記載しておりますが、平成26年7月10日に手続が終わりましたので、報告させていただきます。

そのほか、団体事務所におきまして、6月16日に運行記録簿等の書類や使用車両の確認を行いました。適正な管理運営がなされている状況でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、N o. 3、特定非営利活動法人調布ハンディキャブにつきまして、前回更新時からの変更点は、事務局からの説明のとおりです。

また、団体事務所におきまして、運行記録簿等の書類や使用車両の確認を行いました。適正な管理運営がなされている状況でございます。あわせてご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

【小平市】 小平市でございます。N o. 4、自立生活センター・小平でございます。前回からの変更点につきましては、事務局説明のとおりでございます。6月11日に団体事務所におきまして運行記録簿等の書類や使用車両を確認させていただきました。適正な管

理運営されております状況をご報告いたします。

続きまして、No. 5、移動サービス・バイユアセルフでございます。先ほど開催していただきました第2回特別幹事会において、対価の変更、更新登録申請についてご審議いただきました。対価の変更につきましては、団体の運営状況が厳しいということが理由でございますが、会員の負担を考慮し、必要最小限の値上げを行いたいというものでございます。6月17日に団体事務所におきまして運行記録簿等の書類や使用車両を確認させていただきました。適正な管理運営がなされております状況をご報告いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【東村山市】 東村山市でございます。No. 6、NPO法人障害者の自立を支える会こすもすについてご説明させていただきます。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。5月26日に障害者の自立を支える会こすもすにて運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理運営されております状況をご報告させていただきます。

また、運送の対価の変更につきましては、近年、近距離の利用の方が多く、利用者の方の負担が大きくなってしまっている現状がございました。そのため、利用者の方の利便を考慮し、負担の少ない対価に変更したいと団体からの申し出がありましたので、今回変更登録を行いたいと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【清瀬市】 清瀬市でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、No. 7、NPO法人ぶなの樹会でございます。運送の対価の変更申請につきましては、事務局説明のとおり、消費税率の引き上げに係る分についての変更となります。

続きまして、No. 8、NPO法人清瀬福祉移送センターせせらぎの会でございます。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。6月13日に団体を訪問し、車両4台と運行記録簿等の関係書類の点検及び代表者との面談により、事業が適正に運営されていることを確認しております。

最後に、No. 9、社会福祉法人清悠会ケアセンター悠々の会でございます。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。同じく6月13日に団体を訪問し、車両2台と運行記録簿等の関係書類の点検及び代表者との面談によりまして、事業が適正に運営されていることを確認しております。

以上につきまして、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方のご意見、ご質問等よろしくお願いいたします。

【委員】 府中市さんの社会福祉協議会ですけれども、運転手さんが12名から8名と、これは何割というのですか、4名減って、登録者数が逆に36から57と増えているのですけれども、この辺は十分に運転手さんは余裕を持って移送できるのかどうかという確認です。

それから、調布市さんのちょうふ自立応援団のほうも運転手さんが大幅に減っているのです。こちらのほうは会員も大幅に減っているのですけれども、その辺の理由をちょっとお聞きしたい。

【府中市】 では、府中市からお答えさせていただきます。確かにご指摘のとおり運転手が減っているにもかかわらず会員数が増えているという状況でございますが、社会福祉協議会では利用回数を月4回以内ということで制限しております、現状の登録運転手でも基本的には対応できているということで聞いております。

以上でございます。

【調布市】 調布市でございます。ちょうふ自立応援団ですけれども、会員が減った理由は、介護タクシー、福祉タクシーの利用が選ばれたり、退会された方、お亡くなりになった方などがありまして、利用頻度等により名簿を整理した結果、このように利用者数が減ったということでございます。利用が縮小傾向であるため、車両数や運転者数も減っているということでございます。

以上です。

【会長】 ほかの委員の先生でご質問、ご意見等ありますでしょうか。

それでは、グループ①の府中市社会福祉協議会から清悠会ケアセンター悠々の会までの9団体の更新登録及び対価変更につきましては、協議会として特別幹事会の結論を了承するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。それでは了承とします。

続いて②のグループ、No.10から14までの審査を行います。団体の方は団体説明員席にご移動ください。

それでは、所管の東久留米市から順に補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

【東久留米市】 No. 10、東久留米市でございます。よろしくお願いいたします。

特定非営利活動法人地域ケアネットワークゆいまあるの対価変更でございますけれども、運送の対価の変更申請につきましては、事務局説明のとおりでございます。消費税率の引き上げに係る分についての変更となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【国分寺市】 No. 11、国分寺市でございます。よろしくお願いいたします。

NPO法人国分寺ハンディキャブ運営委員会でございますけれども、運送の対価の変更申請につきまして、事務局説明のとおりでございます。消費税率の引き上げに係る分についての変更となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【国立市】 No. 12、国立市でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

NPO法人くにたちさくら会の更新についてでございます。前回からの変更点につきましては、事務局の説明のとおりでございます。運営状況でございますが、6月17日に事業所におきまして運行記録簿等の書類の確認、使用車両の確認をさせていただきました。適正に管理運営をされている状況をご報告させていただきます。

以上、補足させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【東大和市】 No. 13、東大和市でございます。よろしくお願いいたします。

今回の申請につきましては、事務局からご説明がありましたとおり、対価の変更でございます。また、変更の理由としましては、今後の運営の安定性を保つためでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【武蔵村山市】 No. 14の武蔵村山市NPO法人ヒューマンライフ・エンジョイ友の会の更新でございます。今回の変更点につきましては、先ほど事務局が説明したとおりでございます。また、5月28日に車両の表示、運行記録簿等を確認し、適正に管理運営されていることを確認しております。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方のご意見、ご質問等よろしくお願いいたします。

【委員】 それでは、国立市さんのくにたちさくら会、先ほどと同じような質問なのですが、会員数が51名から23名に大きく減っておられるので、その理由を聞きたいということと、それから利用対価ですけれども、これは介助料200円というのが、運

送料を含めて、タクシー料金でそれが比較されているのですけれども、この介助料というのは介助が必要な方に対して介助料をとっているのか、一律に介助料をとってしまっているのか、それはどっちかを聞きたいということです。

【国立市】 国立市でございます。運送対象の人数の減についてですが、基本的に団体から伺って確認をしているところによりますと、お亡くなりになった方や退会された方がいらっしゃったということと、介助料については基本的には介助が必要なときに介助料をとっているということでございます。

【会長】 ほかにご質問、ご意見等ありますでしょうか。

【委員】 国立の方にお伺いしたいのですけれども、会員数が減少したときに、私どものほうでもこういうNPOの移送サービスがあるとは知らなかったというふうにあるのですが、質問になるかどうかあれなのですが、行政の方の広報のお手伝いといいますか、そういったことがあると私たちNPOとしてはありがたいと思っているのですが、そういったような支援の仕方というのはあるのでしょうか。

【国立市】 まず市報でお知らせしたり、ちょっとこれは不規則な形になるのですが、ホームページなどではお知らせをしております。それから団体のほうでパンフレットをつくられたときに、福祉の窓口等で置かせていただいたりはおしておるのですが、確かに周知については課題だと認識しております。

【会長】 ほかに委員の先生でご質問、ご意見いらっしゃいますでしょうか。

それでは、グループ②の地域ケアネットワークゆいまあるからヒューマンライフ・エンジョイ友の会までの5団体の更新登録及び対価変更につきまして、協議会として特別幹事会の結論を了承するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。それでは了承とします。

では、ここで一度休憩といたします。10分程度とします。今14時20分ですので、14時30分開始といたします。よろしくお願いいたします。

(休 憩)

【会長】 それでは再開したいと思います。

続いて③のグループ、No. 15から22までの審査を行います。団体の方は団体説明員席にいらっしゃいますね。それでは、所管のあきる野市から順番に補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

【あきる野市】 あきる野市でございます。よろしくお願いいたします。

事務局からの説明に補足等はありません。特別幹事会では、高齢ドライバーについてご指摘をいただいております。このことから、今後もドライバーの健康状態に注意し、安全な運転、運行に努めていく次第でございます。

また、運行記録簿の書類等につきましては、6月10日に、あきる野市社会福祉協議会秋川事務所及び五日市事務所にて確認させていただきました。使用車両につきましても確認し、適正に管理運営されていることをご報告させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

【八王子市】 八王子市でございます。よろしくお願いいたします。

No.16、八王子バリアフリーの会でございます。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。6月18日に八王子バリアフリーの会の事務所にて運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理運営されております状況をご報告させていただきます。

続いて、No.17、特定非営利活動法人ケアプレイスはなでんしゃでございます。前回からの変更点は、こちらも事務局説明のとおりでございます。6月19日にケアプレイスはなでんしゃの事務所にて運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理運営されております状況をご報告させていただきます。

また、対価の変更につきましては、事務局説明のとおり、消費税率の引き上げに係る分についての変更となります。

続きまして、No.18、特定非営利活動法人くるみでございます。前回からの変更点は、こちらも事務局説明のとおりでございます。6月19日に、くるみの事務所にて運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理運営されております状況をご報告させていただきます。

続きまして、No.19、社会福祉法人みずき福祉会でございます。こちらにつきましては、先日の特別幹事会において条件付きとなっております運転者について、要件を満たしていない運転者は名簿から削除しております。近日中に講習を受講する予定となっております。その他は事務局説明のとおりでございます。6月18日に、みずき福祉会ふーぷの事務所にて運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理運営されております状況をご報告させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【多摩市】 No. 20、多摩市でございます。よろしくお願いいたします。

NPO法人ハンディキャブゆづり葉の対価変更でございますけれども、運送の対価の変更申請につきましては、事務局説明のとおり、消費税率の引き上げに係る分についての変更となります。

なお、6月1日付けで代表者の変更があり、代表者変更につきましては運輸支局のほうに届け出しておりますことをご報告いたします。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【稲城市】 稲城市でございます。よろしくお願いいたします。

No. 21、社会福祉法人永明会についてでございます。今回の更新におきまして、稲城市のいなぎ苑の現地にて、5月27日に車両の確認及び今回の更新資料並びに運行記録等の確認をいたしました。適正に管理運営されていることを確認しております。

続きまして、No. 22、社会福祉法人正夢の会についてでございます。5月26日に稲城市の地域生活支援センター「える」の現地にて、車両の確認及び今回の更新資料並びに運行記録等の確認をいたしました。適正に管理運営されていることを確認しております。

以上2件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【多摩市】 続きまして、No. 22、同じく多摩市でございます。

社会福祉法人正夢の会です。前回からの変更点につきましては、事務局の説明のとおりでございます。多摩市としては、7月25日に社会福祉法人正夢の会にて運行記録簿などの書類を確認させていただきました。同じく使用車両についても現地で確認し、適正な管理運営されています状況をご報告させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【会長】 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方のご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

【委員】 ゆづり葉さんですけれども、先般たしか審議に参加されなかったのですね。何かご事情があつて出なかったのか。結構大事な会議なものですから、出ないというならそれなりのご事情があつたのかと推察いたしますけれども、何かございましたか。

【多摩市】 多摩市でございます。前回、第1回目の特別幹事会におきましては、来る予定だった方について急遽急用ができたということで欠席になってしまいました。申しわけございません。先ほど行われました第2回の特別幹事会のほうに出席をさせていただきました。

以上でございます。

【委員】 そうではなくて、市としてはそのようなことをちゃんと事前に把握していたのか、それとも何らかの間違いといいますか、きちんとした連絡がつかなかったので来れなかったとか、そのような話でしたか。

【多摩市】 市としましては、団体に第1回の特別幹事会の出席につきましてはご連絡などしてはいましたが、当日になった突発的な用事だということを伺っております。

【委員】 団体さんもそういうことでよろしいですか。

【多摩市】 今回の運営協議会につきましては、対価の消費税アップ分についての変更ということでしたので、この場の運営協議会のほうにつきましては欠席させていただいております。

【委員】 では、さっきはいたのですね。

【多摩市】 はい。

【委員】 さすがにちょっとお顔を見ないと寂しいものですから。大事な会議というふうに私ども承知しておりますので、できる限りどなたか、仮の方を出していただくとか、今後はご配慮いただければと思います。突発的ということならそれはしょうがないですけども。

【会長】 ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見等ありますでしょうか。

【委員】 先ほどと同じ質問になりますけれども、八王子市さんの八王子バリアフリーの会、ここも会員数が84名から24名と激減していますけれども、この辺はどういうふうな理由なのでしょう。

【八王子市】 こちらの登録数が減った理由につきましては、前回の更新時から今回の更新時まで利用がなかった利用者の方については名簿から削除したということで登録者数が減っております。

【委員】 ということは、前回の84名のときにはちゃんとそういった利用があったのだけれども、今回、精査してみたら大半の人が利用してなかったということですね。

【八王子市】 そうです。実際に利用者の確認をしたところ、実数としての利用はこの数になっているということになります。

【委員】 そうすると、その六十何名の方というのは、こういうドア・ツー・ドアの福祉輸送サービスではなくて、どういう交通手段を使っているのですか。

【八王子市】 利用がなかった方についてということですか。

【委員】 そうです。外出が困難な方だというふうにして承認するときに、利用会員の内容も調べますよね。ア、イ、ウというふうにして。その中でもって適正だろうと判断された八十何名おられた方が、今回一挙に二十何名になっているということは、要するに外出困難であろうという方が、六十何名が1回も利用してなかったということは、福祉有償を使わなくても別の手段で外出できていたということですね。

【八王子市】 利用実績から考えますと、登録はされていても実際に利用していないケースというのも考えられますので、登録だけはしてあったけれども利用はしなかったというケースの部分が大半ではないかと考えております。

【会長】 ほかの委員の方でご意見、ご質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

【委員】 東京運輸支局です。ちょっと皆様方をお願いしたいところが、今回の更新協議ということで、これが完了しましたらば運輸支局のほうに書類を提出していただくという流れになるかと思うのですが、その際に、実際にこちらに今も、東京に百数十の団体がありまして、申請に当たって申請書類の不備がちょっと多いところがございます、では、こういったものが多いかといいますと、例えば運転手の免許証であったり、任意保険の証券であったり、車検証という形で、有効期間が付されているもの、そういったものを運輸支局のほうに上げていただく際に、切れているものが申請に上がってくる団体が多いというところがございます。なぜそういったものが発生するかといいますと、市区町村に事前に書類を見ていただいた上でこちらに上げてきていただいているタイムラグが、ロスがあるのかなというところがございます、その部分が目立っているというところがございますので、市区町村に提出する書類と運輸支局に提出する際にその有効期限をチェックしていただいた上で提出をお願いできればというところで事務担当のほうからお願いがありましたので、ご協力をお願いしたいと思っております。

【会長】 ありがとうございます。

ほかに委員の方でご質問、ご意見等ありますでしょうか。

それでは、ないということで、グループ③のあきる野市社会福祉協議会から正夢の会までの8団体の更新登録及び対価変更につきまして、協議会として特別幹事会の結論を了承するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。それでは了承とします。

これにて団体の審査全て終了いたします。お疲れさまでした。どうぞご退場していただいて結構です。

それでは、引き続きまして、次第の5番の(1)福祉有償運送における運送区域の特例的な取り扱いについて、運営協議会事務局よりご報告をお願いいたします。

【協議会事務局】 では、運営協議会事務局よりご報告いたします。

お手元にごございます資料5、平成26年3月7日付け関東運輸局東京運輸支局通知「福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱い」報告についてをごらんください。こちらをもとに東京運輸支局よりご説明をお願いいたします。

【委員】 東京運輸支局です。資料5、運送の区域の特例的な取り扱いに基づきまして1件報告がございました。それぞれにつきまして、この特例的な運送に係る通達要件に合致することを判断しまして、運営協議会の場で報告させていただきます。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

委員の皆様方、ご質問等ありますでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、次第の5番の(2)その他として、東京運輸支局から、自家用有償旅客運送の事務・権限の地方自治体への移譲等について、ご説明をお願いいたします。

【委員】 引き続きまして、東京運輸支局です。皆様方にカラー刷りの資料のほうをお渡ししているかと思えますけれども、こちらの資料、多分ここに来られている7割、8割ぐらいの方はごらんになっているかと思っているところですが、それであっても聞いていない方がいることと認識しまして、ちょっと説明のほうをさせていただきたいと思えます。

スケジュールに関しては基本的に、この資料をいただいたのが6月の下旬ぐらいで、それ以降、現在まで特段進捗はございません。というところなのですが、実際6月に資料をいただいた際に私の手元に書類が届きましたので、そちらのご説明をさせていただきます。

具体的な取り組み内容としまして、全体スケジュールは別紙、こちらの資料で見ただければと思うのですが、関係政令の整備については原則として法律の公布後3カ月以内に行いますということになっております。有償運送に関しては、いわゆる手挙げ方式の創設というところで皆さんもご承知なところがあるかと思っております。それと、その他移譲に係る規定の整備というものが、10月に道路運送法の施行規則の改正というものがございます。その後運用ルールの緩和、道路運送法施行規則の改正、これが11月。

運用方法の改善、通達の発出が11月ということになっております。

簡単に説明させていただきますと、道路運送法の中に、基本的な法律の流れというのは今までと同様ですけれども、その中で、市区町村が移譲を受けたものに関しては市区町村に権限を移譲するという文面が追加されるだけになります。なので、現状の法令に照らし合わせていただいても全く何の変わりもないというのが今のところ、その4月の改正になる予定でございます。

その後に移譲に係る具体的な手続の整備というところで、事務実施マニュアルの策定ということで、こちらのほうは当初は8月ぐらいまでにはできるのではないかとということだったのですが、これもまだ今のところ情報は入ってきておりません。その後に移譲マニュアルの策定ということで12月までにつくりますということになっております。その後に地方公共団体や事業者等への周知というところで地方公共団体向けの説明会を9月に予定しておりますということになっております。こちらは9月ということになっているのですが、現状もいまだ本省のほうから連絡はないというところなのですが、この自家用有償運送とは別に運転代行業の移譲というものがございまして、そちらのほうは今動き出しているところで、8月の下旬に関東運輸局のほうで会議を行うというところで、警視庁であったり、東京都庁であったりが参加していただくという、関東管内の地方公共団体が関東運輸局に一斉に集ってやるという予定になっております。なので、流れとしましてはそういった形になるのではないのかと私どもは認識しておりますが、今全く本省のほうから情報が来てないというところが現状でございます。

それで、実際に説明会に関して9月にやりますということになっているのですが、それに参加しなかった地方自治体の方に関しては、こちらのほうから直送で文書のほうをお送りしますと、それに関連する資料はお送りしますということになっておりますので、流れとしては一応、今のところスケジュールとしてはそういうところになっております。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、これについての委員の皆様方のご質問等ありますでしょうか。お願いいたします。

【副会長】 一応、市町村代表になっておりますので、私のほうからお聞きしたいのが、1つは手挙げ方式ということですので、実際、市町村の中で移譲してほしいということで希望しない場合については現状と変わらないということで認識をさせていただいているのですが、そういうことでいいのかというのが1つ。

それからもう一つが、今日オブザーバーで東京都さんがいるので東京都さんにもお聞きしたいのですが、これは市町村だけではなくて都道府県が手を挙げてもいいという形にたしかになっていたと思うのですが、おっしゃれる範囲で結構ですので、東京都さんは今のところどういうふうにお考えなのかというのと、その2点をお聞きしたいと思います。

【委員】 その手挙げ方式の正式な、やる、やらないという話は、また別途、公文か何かで恐らく出るかと思えます。それはまだ先の話でありまして、逆の言い方をすると、そこはそういったものが来るということを確認していただいた上で市区町村で準備をしていただく。簡単に言うと、恐らく私ども国交省のいつも感覚でいくと、結構引っ張られるだけ引っ張られるというところが正直あると思えますので、そうすると、ではすぐに回答くださいということになった場合に回答ができないということになってしまうと、なかなか先に進まない部分もあるのかと思えますので、やる、やらないというところは各地方自治体で今から決めておいていただいたほうがよろしいかなと。では決めるに当たってどういったことが発生するかというのが正直わからないから決められないというのは、皆さん多分そういう思いがあるのかなというところがあるのですけれども、正直私どもとしてもその情報というのは全くおきてないというのが現状なのです。なので、そういったものがあれば当然情報として展開させていただきたいのですけれども、間違った情報を、大方予想で東京運輸支局で判断をしてこういうふうな場で皆さんに説明してしまって間違った場合に、逆にご迷惑をおかけしてしまうというところがありますので、その点は各市区町村のほうでご理解をしていただいた上でおのおので決めていただくような方向をしていただければありがたいという、お願いも含めてというところになります。

【オブザーバー】 東京都ですけれども、正直なところ、まだ組織としてどうするかという決定に至っていないというのが現状でございます。ただ、それを決定するに当たりましては、事務方のほうではメリット、デメリットの整理をしなければということで、洗い出しはしておりますが、どうもメリットを見出していないという状況でございますので、いずれにしても、うちのほうで組織としては今後決定していくという状況でございます。

【委員】 すみません、ちょっと追加ということで。多分、去年の2月の会議の中では市区町村が全体の6%ぐらい手を挙げていますということで皆さんにご報告させていただいたかと思うのですけれども、その後、そういった調査とかは関東運輸局としてもやってないところがありまして、結局この権限移譲の話というのは、どちらかという国から切り離れたほうが、地方自治体に預けたほうが動きやすいからそういうことをやりましょう

というところからまず始まったところがあると思いますので、できるのであれば東京都の区内の市区町村のほうでも可能な限り検討していただいた上で権限移譲の手を挙げていただいたほうがありがたいのかなと思いますので、そういったことを考えてやっていただければというところが、お願いも含めてというところでお願ひします。

【会長】 副会長、いかがでしょうか。

【副会長】 この場でちょっと即答はしかねますが、市町村の立場とすると、権限移譲について、特にこの件に関しまして専門的な知見を持った職員というのは、もともと市町村は養成をしておきませんので、そういった中でこれを市町村が権限移譲されるというのについては、なかなか難しいというふうに現状では思っております。先ほどこちょっとそういった思いもありまして、組織の大きな東京都さんとして国からの話のときにどうされるのかなというのが気になったもので、オブザーバーで来ていただいて大変申しわけないとは思ったのですが、ちょっとお考えをお聞かせいただければなということと、今後公式に動くのであれば行政機関として市長会なり部長会なりというところに対して東京都さんからできれば国と事前調整した中でのお話なり何なりというのをいただければなと考えております。

以上です。

【会長】 いかがでしょうか。

【委員】 私は事業者団体の代表で来ておりますので、何か言う立場ではないということとはよく承知しております。これは手挙げ方式ですから、その市や都道府県の方がどうするかというのは私どもが何か言うレベルの話ではないと承知しているのですけれども、1つ気になっているのは、今後、結局は変わりませんでした、誰も手を挙げませんでした、手を挙げたのは横浜市と佐賀県だけでしたということになったときに、この枠組みが変わるのか変わらないのかということに興味がある。このやり方に。あと、セダン特区としてやっていた市の方々はそのままセダン型でやって、権限移譲も希望しないなら今のままということであれば、セダンの人たちは勝手に独自の市の運営協議会を開いていただいて、それ以外の今までの枠組みの中の我々はこのままの形でやらせていただくという形になっていくときに、1つやはりどうしても地方分権で私どもの団体で問題になったのは、もっと負担を軽減していきましようということになって、運営協議会は持ち回りの運営協議会にしますと、書類を持ち回って判を押してオーケーならいいでしょうという形にしましようというところが出てきています。それは道州制関係のほうですね、北海道とか。その理

由は、吹雪があつて遠いところまで運営協議会に出れませんか、何だかんだ理由をつけているのですが、吹雪は東京はなかなか吹かないものですからね。暑いのは暑いでしょうがないのですけれども。また、この場所というのは多摩地域全部の市町村の方々がよく使われる会館と聞いておりますので、ぜひここで開くものであれば持ち回りはやめていただきたいと、理由が見つからないと考えています。それがワンセットで来ると困るなど思っておりますので、このままでやるならちゃんとした協議会をきちんと開いていただくというふうに我々事業者団体としては希望いたします。

以上です。

【会長】 ほかにご意見等ありますでしょうか。

【オブザーバー】 最後に一言申し上げますけれども、我々としては、今回、手挙げ方式という形ですので、国のほうから強制的に区市町村におりるということであれば、先ほど副会長ご懸念のことというのは当然だと思いますので、間に入って東京都が調整ということも当然出てくるかと思うのですけれども、今回につきましては手挙げ方式ということで、手を挙げなければ現状と同じというふうに我々としては認識しておりますので、意向調査とか今後多分やっていくことになるかと思っておりますので、その中で、市区町村としてこれは権限を受けられないということであればその旨おっしゃっていただいて、それでやっていただければいいのではないかということで、あえて東京都のほうで間に入って調整しようというのは今のところは考えていないという状況です。

【会長】 ありがとうございます。

ほかの委員の方でご意見、ご質問等ありましたら。

【委員】 たびたびすみせん。今、委員のほうからお話があつたので私も興味が出てきたのですけれども、この協議会というのは実際4月に手を挙げる市区町村がいるということになると切り離されるかどうかということも視野に入れなければならないのかなというところがあります。簡単に言うと、あと半年後にそういったことも想定されるわけなので、切り離すかこのまま現状維持になるかということも今後考えていかなければならないのかと思っておりますので、その辺も今後検討していただく内容にもなるのかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 結論から言うと、手挙げ方式ですから手を挙げなければこのままという理解なのかと思ひますが、先ほど言うように、そのままであるなら、私ども業界としては、こ

ういう場できちんとした形で運営協議会を開いていただきたいと考えます。ただそれだけです。

【会長】 ありがとうございます。

ほかの委員の先生方はいらっしゃいますか。NPO側からは。

【委員】 特に意見はないのですが、とにかく権限移譲については地域の交通全体のことを行政が考えるという趣旨だと私も研修会などでは承っておりますので、ただ、先ほど副会長さんがおっしゃったように、専門的な職員がいないまま移行されれば混乱を起こすことも大いにあり得るということで、私たちもそれは不安を感じていますが、それを機に育てていただくのもよいのかと考えておまして、ぜひ行政の方にしっかり考えていただきたいという希望を持っております。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、学識経験者の委員は。

【委員】 もともと多摩地域というときに、地域でまとまってやるメリットはどのようなだろうという議論が一番初めに出たと思うのです。そのときに、今、ゆづり葉さんもそうなのですが、各市複数やったとき、多摩地域でやっているにもかかわらず複数の市にそれぞれに申請していなければいけないというので、まとまってやっている意味が何もないという。要するに、ここでもって多摩地域全体の交通、それから移動がどういう状況なのかということを知って、その上でこういうところでもって福祉有償というのがうまく機能すればいいというのがあったと思うのです。ところが、今もうほとんど書類の申請の内容のチェックだけであって、先ほど僕が質問したのですが、会員数は減っているわけです。そのときに、以前の申請のときにはちゃんとア、イ、ウ、エと、委員もチェックしたように本当にこれは福祉有償で運ばなければいけないのかというぐらい散々チェックしたはずなのです。その人数がこれだけがさっと減ってくる、使ってなかったというのはあまりにも、各市で公共交通の事情が違うというところの反映は多摩地域全体ではできないのではないかと。だから、もう各市で、市の実態に合った状況でこういったことをやっていかないと、状況が違う市が寄り集まってやってという意味は、決してそういう移動制約者に対するメリットというのは得られないのではないかと気がします。

そういう意味では、今もし権限移譲ということを行うのであれば、確かに事務的な手続がどうのこうのというのはあると思うのですが、ただ、やっぱりその地域地域の個性に合わせた細かい移動制約者に対する対応というのを本当に真剣に考えなければい

けないのではないかと。皆さんも確かに分野外だということと言われるのですが、交通とか福祉のそういったサービスも含めて、それから、これから孤立する高齢者っているわけですね。そういう人たちはだから、そうなってくると移動してないわけですね。だけど、今の弁でいくと、使っていませんでしたというだけで説明が終わっているのです。では、その人たちがどうやって移動しているのかということすらつかんでいないわけです。そうしたらここで検討する意味がないのではないかと気がします。

だから、そういった意味では、多分、国土交通省さんのほうは、やっぱり全国一律ではなくて、それぞれの地域に合った部分を考えていかなければいけないのではないかとこの契機になればいいというふうにして、いいふうにとればそうなるのかなという気がします。

【委員】 委員のおっしゃることもわかるのですが、結論から言いますと、私は地方行政のプロではありません。ただのタクシー屋の親父なのですが、ここに来ている方ってみんな福祉部門の方であって、交通部門の方ではないのです。私どもタクシー会社が市のほうに行くときに、交通の課がある市自体が珍しいし、大体交通安全のことをやっていらっしゃるのです。タクシー会社が何しに来ましたかと大体言われる。福祉の皆さんに地域の交通のお話をしたって、なかなか。介護保険法はよくご存じかもしれないけれども、道路運送法は初めてという方ばかりなのです。福祉の法律のほうはプロかもしれないけど、交通のプロかって、それまでなってくださいと言われてたってなかなか無理な話かな。それは今まで結局は行政が、交通のほうは支局がやっていた、関東運輸局がやっていた、国交省がやっていた。結局は、国交省からいきなりおりてきたこの運営協議会をやりなさいと言われたときに皆さん驚いてしまったと思う。何で俺たちがこれをやらなければいけないのという話になる。それほど全然身近ではなかったことを、しかも予算がつかないですから。やっぱり一番大切なのは予算がつくことなのですが、全然これはメリットないとおっしゃったとおり、これは予算がないからだし、そのプロを育てろという予算がないのに育てられるわけがないし、皆さん、いらっしゃるのは福祉のプロなのだから、地方の公共交通について勉強してくださいと言ったってどだい無理な話なものですから、これは時間がかかる話かなというところで収める以外、委員の言うことはよくわかるのだけれども、時間がかかりますね、みんなでもう少し努力していきましょう、それぐらいしか言えないのではないかとタクシー屋の親父は拝察いたします。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 当初この協議会、私も別のほうの協議会のメンバーに実際なっているわけで

すけれども、そのときの出てくる当初の書類などは非常に問題があるといいますか、行政のほうに福祉の団体の方がかなり強引にいろいろと攻め入ってきていて、こんなことでも書類が通っていくのかなみたいな感じでずっときていて今の体制ができていいのかなど思っているのです。餅は餅屋はあるわけだから、そういう意味ではそういったプロの人たちがいろいろ見ながらやっていくことも大事なことはないかと、このように感じております。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 代理で出させていただいていますけれども、いろいろな状況はうちの委員から聞いていますけれども、働く労働者の代表、乗務員の代表として考えれば、この福祉輸送の関係というのは非常にお手伝いがしにくい部分も我々としてはあります。そういういろいろな部分で、市町村で細かく分かれていろんな形で協議ができる場というのは非常に身近な部分でいいのかなと思うのですけれども、隣から隣へ動くいろんな動き方の中で、全体の多摩なら多摩の中で必要なものというのもまたその中であるのだらうと思います。私もブロックのほうの委員はやっていますけれども、今現在ブロックのほうはほとんど機能してないのだらうと思っていますし、それで、下のブロックの部分でまたできる部分があるのではないかと。それをまた持ち寄っていいところを検証しながら、また発展できるような方向性を持っていければいいかと思っておりますので、あまり細かくしたような形の中でのやりとりというのは非常に難しいかなと考えています。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 障害者の立場として障害者はどうしてもタクシーが必要なのです。今、だんだん運賃が値上がりして、だんだん使用する人も少なくなってくるのです。だから、もっとそういう障害者の人たちのことも考えていただいて、運賃とか決めるときもお願いしたいと思います。

【会長】 ありがとうございます。

全ての委員の方のご意見を拝聴させていただいたのですが、まだ先が長いテーブルのようですので、またこの運営協議会が開かれたときに情報等をいただければと思います。

【委員】 あともう一つ。私はあまり褒めるのはうまくないほうなのですが、長い期間ずっとこれにかかわってきていますけれども、ここの運営協議会の各市の職員の方

は優秀な方が非常に多いと私は思いました。ちゃんとされている方がたくさんいらっしゃって、さすがにきちんとしている方が多いなと最近感じます。この運営協議会をぜひ見捨てないで、みんなで地域の移動制約者のために話し合う場所として、利用者利便の向上がここの協議会の主眼だと私は思っておりますので、ぜひその視点からいろんなことをみんなで勉強していきたいというのは変わりませんので、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

それではこの議題はこれにて終了にして、その他の報告事項として、事務局の方、よろしくお願ひいたします。

【協議会事務局】 事務局より2点ほどご連絡いたします。1つ目に、7月1日に行われました第1回特別幹事会の席上で委員より、各登録団体の車両数、運転者数、利用者数がどのように変動しているかを確認したいとのご意見がございました。こちらにつきましては、事務局でお手元に配付してございます資料6、登録団体の車両数、運転者数、利用者数一覧表を作成いたしましたので、ご参考にごらんいただければと存じます。

また、2つ目につきまして、今後の特別幹事会及び運営協議会でございますが、平成27年9月までに更新登録の期限が到来する団体はございません。今後、新規登録申請団体等がない場合には、今年度の特別幹事会及び運営協議会の開催は本日が最後となります。委員の皆様にはお忙しい中、多大なご協力を賜りまことにありがとうございました。この場をおかりして厚くお礼申し上げます。

なお、新規登録申請団体等がございましたら事務局より改めてご連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございました。

委員の皆様方、ご質問等ありますでしょうか。特になければ本日の議題は全て終了しまして、これをもちまして第1回運営協議会は終了いたします。本日はありがとうございました。

— 了 —

会議録署名人	平成27年 1月 8日
	署名 運営協議会 会長 署名済